

V 委員会の判断

これまで見てきたように、本件番組は南大東島のサトウキビ栽培農家の年収や暮らしについて、事実を正確に伝えず、楽をしてお金を稼げる仕事であるかのような誤った認識に視聴者を導き、取材に協力してもらった人々を含む多くのサトウキビ農家への偏見を煽る結果を招いてしまっている。

委員会はこうした点を、日本民間放送連盟の放送基準が定めた「事実に基づいて報道し、公正でなければならない」(第6章32項)、「個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いをしない」(第1章2項)、「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する」(第6章34項)等に照らし合わせて検討し、本件番組が放送倫理に違反したものであった、と判断する。

本件番組は事実を淡々と描くというよりは、その事実を誇張したり、その誇張の仕方をみずから批評して、視聴者に事実の別の側面を気づかせたりする、というかなり手の込んだバラエティーの創出を目指したものであった。委員会はその意欲を高く買いたいと思うが、しかし、そうであればいっそう制作者らはその狙いを活かすような素材の収集と編集と演出に注意深く取り組み、さらにまた狙いにうまく当たらなかった場合のこともあらかじめ考え、対応を準備しておくべきではなかったろうか。

上記の放送倫理違反は、事実の誤認や再確認の欠如によってだけでなく、番組の仕掛けや、「はじめに」でも述べたような作為的な演出手法からも生じている。こうした原因のひとつひとつに、制作体制の緩みがなかったか、編集・演出の手法に独断がなかったか、制作者と出演者との意思の疎通に問題がなかったか等、番組の原点に立ち返って再点検していただきたい、と委員会は願っている。